

令和 9 年 度

福島県立高等学校 入学者選抜実施要綱

付 { 福島県立高等学校の通学区域に関する規則
福島県立高等学校の通学区域に関する規則施行細則

福島県教育委員会

目 次

令和 9 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱	1
第 1 入学者募集	1
第 2 前期選抜	2
第 3 後期選抜	15
第 4 その他	19
令和 9 年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜 実施要綱	20
令和 9 年度福島県立高等学校通信制の課程入学者選抜実施要綱	25
令和 9 年度福島県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る 特別枠選抜実施要綱	28
各種様式	31
福島県立高等学校の通学区域に関する規則	53
福島県立高等学校の通学区域に関する規則施行細則	56
地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて	59
福島県立ふたば未来学園高等学校における入学者選抜の出願に関する 弾力的な取扱いについて	60
東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて	61
福島県立ふたば未来学園高等学校における連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の出願に関する 弾力的な取扱いについて	62
避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて	63
選抜の一部が未完了となった者への対応について	64

○ 持参又は送付による書類の提出方法について

(断りがない場合、本冊子において以下、同じ。)

持参の場合 受付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。
ただし、定時制の課程の受付時間は、各高等学校の募集要項に定める。

なお、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日
及び振替休日を除く。

送付の場合 簡易書留等の配達記録が残る方法により、それぞれの受付期間の最終日の終了
時刻までに必着とする。

※ 書面による提出が必要な書類を、持参又は送付により提出する場合は、提出票（様式 21 号）
を添付する。

令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱

令和9年度における福島県立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者選抜は、この要綱により実施する。

ただし、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）、通信制の課程における入学者選抜及び外国人生徒等に係る特別枠選抜については、別に定める当該要綱により実施する。

なお、専攻科の入学者選抜については、当該校の募集要項により定める。

第1 入 学 者 募 集

1 募 集 定 員

各高等学校の募集定員については別に公告する。

2 出 願 資 格

高等学校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和9年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。

- 2 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 募 集 要 項

各高等学校においては、この実施要綱に基づいて募集要項を作成する。

第 2 前 期 選 抜

1 出 願

1 実施高等学校及び学科

すべての高等学校のすべての学科において各高等学校の特色を踏まえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）を実施する。

2 通 学 区 域

通学区域は、別に示す「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 募 集 定 員

(1) 特色選抜

募集定員枠は、別に公告する募集定員（併設型高等学校においては、別に公告する募集定員から当該高等学校に係る併設型中学校の第 3 学年に在籍する者（令和 8 年 11 月 1 日現在）の数を除いた数とする。）の 5 %～50%の範囲内で、各高等学校が学科ごとに設定する。

ただし、各高等学校が学校・学科の特性等により必要と判断する場合には、50%を超えて定員枠を設定することができるが、その定員枠について、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

各高等学校長は、募集定員枠を県教育委員会に届け出る。（別途通知による。）

なお、可否の判定に当たっては、志願者の動向や各学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができる。

(2) 一般選抜

別に公告する募集定員（併設型高等学校においては、別に公告する募集定員から併設型入学予定者の数を除いた数とする。）から、特色選抜又は連携型選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

4 出 願 資 格

出願資格については、次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

ただし、連携型中高一貫教育を実施している中学校を卒業する見込の者は、当該中学校と連携を実施している高等学校の当該学科の特色選抜に出願することはできない。

また、連携型選抜に出願する者は特色選抜に出願することはできない。

(1) この要綱に示した「第 1 入学者募集」の「2 出願資格」（1 ページ）を満たす者

(2) 別に各高等学校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 併 願 の 取 扱 い

(1) 志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科（コースも含む。）についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。

(2) 特色選抜の出願は、一つの高等学校における 1 学科とし、第二志望は認めない。

(3) 一般選抜の出願において、二つ以上の課程、学科を設置する高等学校に出願する場合、第一志望と異なる課程、大学科の第二志望は認めない。

ただし、次の場合においては第二志望とすることを認める。

① 普通科と理数科、普通科と数理科学科、普通科とスポーツ科、普通科と探究科を併置する高等学校において、理数科、数理科学科、スポーツ科、探究科を志願する者については、当該高

等学校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、当該高等学校の普通科を第二志望とすることを認める。

なお、普通科を志願する者についても、理数科、数理科学科、探究科に限っては、これを第二志望とすることを当該高等学校長の判断により認めることができる。

- ② 総合学科とデザイン科学科、総合学科と探究科を併置する高等学校において、デザイン科学科、探究科を志願する者については、当該高等学校の総合学科を第二志望とすることを認める。

なお、総合学科を志願する者についても、探究科に限っては、これを第二志望とすることを当該高等学校長の判断により認めることができる。

- ③ 募集定員がコース別に設定されている普通科を志願する者については、当該普通科内の他のコースを第二志望とすることを認める。

- ④ 農業、工業、商業、水産に関する学科（大学科）を志願する者については、当該学科に属する学科（小学科）間、コースが設定されている小学科がある場合には、当該学科に属する小学科とコース又はコース間において第二志望までの併願を認める。

6 WEB出願システムの利用

- (1) 出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

- (2) 志願者は、WEB出願システムに、氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報の登録（以下「志願者基本情報登録」という。）を完了させた後に、出願手続を行う。

- (3) 志願者は、出願に当たって、志願先の高等学校及び学科等の情報（以下、志願者基本情報と併せて「志願情報」という。）をWEB出願システムに登録する。

なお、県立高等学校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。

- (4) 県外から志願する者（ただし、隣接県の隣接学区内から志願する者を除く）及び県内において学区を越えて志願する者（以下「県外等からの志願者」という。）、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「14 出願資格確認申請」（6～7ページ）により、志願先の高等学校長に出願資格を有することの確認を申請する。志願先の高等学校長から出願資格を有することの確認を受けた志願者は、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

7 出願に必要な書類

WEB出願システムに必要なデータを登録することをもって、提出とする。

なお、提出された書類について疑義が生じた場合、志願先の高等学校長は、該当する書類を書面で提出するよう求めることができるものとする。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和9年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）
ただし、令和3年3月末日までに中学校を卒業した者については、各高等学校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、「2 調査書」の「7」（8ページ）に定めるところにより、該当する志願者については、学習の記録（様式2号）を作成し、調査書と併せて提出する。

- ② 特色選抜志願理由書（様式3号により、各高等学校において作成したもの。）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- ③ その他、志願先の高等学校長が必要とする書類

- (2) 上記(1)以外の者

- ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ。）

- ② 健康診断書（令和9年1月以降に医師の診断を受けたもの。）（様式4号）

ただし、この要綱に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」の「2 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」（2）（1ページ）に相当する者については、健康診

断書の提出を免除することができる。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

④ その他、志願先の高等学校長が必要とする書類

8 出 願 手 続

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、志願先の高等学校長に出願する。

① 志願者による出願の申請は、次のとおり行う。

ア WEB出願システムに、志願情報を登録する。

イ WEB出願システムに、出願に必要な書類のうち、志願者が作成又は取得した書類を登録する。

ただし、WEB出願システムへの書類の登録は、中学校において代行することができる。

ウ WEB出願システムを介して入学検定料（全日制2,200円、定時制950円）を納付する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

エ WEB出願システムにより出願を申請する。

【志願者による申請期間】

令和9年1月25日(月)午前9時から令和9年2月4日(木)正午まで

② 中学校長による出願の承認は、次のとおり行う。

ア WEB出願システムにおいて、志願者による出願の申請内容を確認する。

イ WEB出願システムに、出願に必要な書類のうち、中学校が作成した書類を登録する。

なお、調査書の提出については、「10 調査書提出」（5ページ）に定めるところによる。

ウ WEB出願システムにおいて、志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること、出願に必要な書類が全て登録されていること及び必要額の入学検定料が納付されていることを確認する。

エ WEB出願システムにより出願を承認する。

【中学校長による承認期間】

令和9年2月1日(月)午前9時から令和9年2月4日(木)午後4時まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、志願者が直接、出願手続を行う。

(3) 高等学校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願を受理する。

【出願受付期間】

令和9年2月1日(月)午前9時から令和9年2月5日(金)正午まで

(4) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、出願先高等学校長が処理する。

なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しない証明書（様式5号）のデータを、WEB出願システムに登録する。

(5) 一家転住やその他のやむを得ない事情により、期間内にしだ出願手続をできなかった者が、新たにしだ出願を希望する場合は、しだ出願先変更受付期間に限り、これを受け付ける。その際、中学校長は、速やかに志願先の高等学校長に連絡すること。

(6) 高等学校長は、志願情報に虚偽がある場合は、しだ出願の受理を取り消すことができる。

9 出 願 先 変 更

出願先変更とは、先の出願を取り下げて新たに出願することをいい、期間内で、1回に限り、他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という。）への変更、同一高等学校内での出願した学科・コースの変更及び出願した選抜の変更をすることができる。

なお、特別支援学校へ出願先変更を希望する場合は、「令和9年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、新たな志願先の特別支援学校長に提出する。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校長を通して、出願先変更を願い出る。

① 志願者による出願先変更の申請は、次のとおり行う。

ア 中学校に、出願先変更を申請する旨を申し出る。

イ WEB出願システムに、新たな志願情報を登録する。

ウ WEB出願システムに、新たな志願先への出願に必要な書類のうち、志願者が作成又は取得した書類を登録する。

ただし、WEB出願システムへの書類の登録は、中学校において代行することができる。

エ 出願先変更により入学検定料の不足が生じる場合は、WEB出願システムを介して不足額を納付する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

オ WEB出願システムにより新たな出願を申請する。

【志願者による申請期間】

令和9年2月8日(月)午前9時から令和9年2月10日(水)午前10時まで

② 中学校長による出願先変更の承認は、次のとおり行う。

ア WEB出願システムにおいて、志願者による新たな出願の申請内容を確認する。

イ WEB出願システムに、新たな志願先へに出願に必要な書類のうち、中学校が作成した書類を登録する。

ウ WEB出願システムにおいて、志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること、出願に必要な書類が全て登録されていること及び必要額の入学検定料が納付されていることを確認する。

エ WEB出願システムにより新たな出願を承認する。

なお、中学校長が新たな出願を承認した時点で、先に出願した高等学校への出願は取り下げられる。

【中学校長による承認期間】

令和9年2月8日(月)午前9時から令和9年2月10日(水)正午まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、先に出願した高等学校長に出願先変更を希望する旨を申し出た後に、志願者が直接、出願先変更の手続を行う。

(3) 新たな志願先の高等学校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願先変更を受理する。

【出願先変更受付期間】

令和9年2月8日(月)午前9時から令和9年2月10日(水)午後4時まで

(4) 出願先変更に伴い入学検定料に差額がある場合でも、すでに納付した入学検定料との差額は返還しない。

10 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、調査書提出を行う。

なお、調査書記載事項に関する志願者の情報をWEB出願システムに登録することをもって、調査書提出とする。

【調査書提出期間】

令和9年2月12日(金)午前9時から令和9年2月16日(火)午後4時まで

11 受験票の印刷

- (1) 高等学校長は、出願先変更受付期間の終了後、令和9年2月16日(火)午後4時までに、全ての志願者に受験番号を付して、WEB出願システムにより受験票(様式6号)を発行する。
- (2) 志願者は、令和9年2月17日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

なお、受験票の印刷は中学校において代行することができる。

12 出願取消

前期選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、出願取消の手続を行う。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 出願を取り消す志願者は、中学校に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、中学校に出願取消を申請する。
 - ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、出願取消を承認する。
- ※ 志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに出願先高等学校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和9年2月12日(金)午前9時から令和9年3月11日(木)午後4時まで

- (2) 上記(1)以外の者
上記(1)に準じて、出願先高等学校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。
- (3) 高等学校長は、WEB出願システムにより出願取消の情報を確認する。
- (4) 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。
なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

13 自己申告書の提出

志願先の高等学校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して志願先の高等学校長に自己申告書(様式7号)を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書(様式7号)に必要な事項を記入し、厳封の上、志願先の高等学校長あて親展とし、持参又は送付により提出する。
ただし、送付により提出する場合は、提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和9年2月12日(金)午前9時から令和9年2月17日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、高等学校長は、自己申告書受領書(様式8号)を交付する。

14 出願資格確認申請

県外等からの志願者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、申請期間内に持参又は送付により必要な書類を志願先の高等学校長に提出し、出願資格を有することの確認を申請する。

【申請期間】

令和8年11月16日(月)午前9時から令和9年1月29日(金)午後4時まで

ただし、令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)を除く。

- (1) 申請方法
 - ① 県外等からの志願者

中学校長を経由して、志願先の高等学校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、志願先の高等学校が指定する必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を併せて提出する。

ア 出願資格確認申請書（様式 9 号）

イ 保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類

② 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者

志願者が直接、志願先の高等学校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、志願先の高等学校が指定する必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を併せて提出する。

ア 出願資格確認申請書（様式 9 号）

イ その他、志願先の高等学校長が指示する書類

（保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類や学校教育における 9 年の課程の修了を証明する書類等）

※ 「保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類」の例

- ・ 市町村長が発行する「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの。）
- ・ 保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」等
- ・ 保護者の居住に関する中学校長等による「事由書」（任意様式）

(2) 確認結果の通知

高等学校長は、申請書等の内容を確認し、中学校長に連絡の上、志願者に通知する出願資格確認結果通知書（様式10号）を、中学校長に送付する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、送付する。その際、出願資格を有する志願者に対しては、WEB出願システムの利用に関する文書を、出願資格確認結果通知書（様式10号）と併せて送付する。

なお、確認の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

(3) 出願資格を有することの確認を受けた志願者は、WEB出願システムに志願者基本情報登録を行う。

(4) やむを得ない事情により、申請期間内に「出願資格確認申請」をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間及び出願先変更受付期間に限り、出願資格確認申請を受け付ける。

(5) 一度、出願資格を有することの確認を受けた志願者が、やむを得ない事情により他の高等学校に出願しようとする場合、あるいは出願先変更をする場合（同一高等学校内で志願学科を変更しようとするにより、新たに「出願資格確認申請」が必要になる場合を含む。）は、(1)～(3)に準じて新たな志願先の高等学校長から確認を受ける。

なお、WEB出願システムにおいて既に志願者基本情報登録が済んでいる場合は、(3)は不要とする。

2 調 査 書

中学校長が調査書を作成するに当たっては、「調査書作成委員会」を設け、次の記入上の注意に従って厳正かつ公平に作成する。

調査書記入上の注意

調査書の作成に当たっては、中学校生徒指導要録に基づいて記入する。

その際、次の点に留意する。

1 「受験番号」の欄は、出願先高等学校において記入する。

2 「志願者」の欄については以下により記入する。

○ 「性別」の欄は、男女の別を記入する。

○ 「卒業年月」の欄は、卒業又は卒業見込の年月及び学校名を正確に記入する。

○ 「卒業後の状況・その他」の欄は、卒業後の状況をできるだけ詳しく記入する。

その他、志願者の学籍について特記すべき事項（海外の学校に籍のあった事実、等）があれば

この欄に記入する。

- 3 「各教科の学習の記録」の欄は、第1学年から第3学年について、中学校生徒指導要録に記載されている評定を記入する。

中学校卒業見込の者については、第3学年の評定は1月末日までのものを記入する。

- 4 「総合的な学習の時間の記録」の欄は、中学校生徒指導要録に基づいて、学習状況の顕著な事項や生徒にどのような力が付いたかなどの評価について文章で記入する。
- 5 「特別活動の記録」の欄は、中学校生徒指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載に基づいて、各学年の生徒の活動状況について、各内容（学級活動、生徒会活動、学校行事）ごとに、活動の事実を記入する。
- 6 「その他の活動及び長所・特技等の記録」の欄は、第1学年から第3学年について、中学校生徒指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載に基づいて、スポーツ活動、文化活動等に関する生徒の校内外の活動状況、地域クラブ活動等の実績等、特に優れている点や長所、生徒の特技や取得資格、その他の特に参考となる事項を記入する。
- 7 知的障がい特別支援学校中学部生徒指導要録（視覚支援学校、聴覚支援学校及び肢体不自由又は病弱特別支援学校で知的障がいを併せ有する生徒のものも含む）、又は中学校生徒指導要録（知的障がい特別支援学級）を使用していることにより、評定を行わない教科がある志願者においては、学習の記録（様式2号）を作成し、調査書と併せて提出する。

3 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

(1) 特色選抜

高等学校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書（様式3号）、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を資料として、さらに小論文（又は作文）、実技等の中から各高等学校が自校の特色に応じた選抜方法（以下「特色検査」という。）を選択して実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、各高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- ① 各高等学校においては、校長を委員長とする「入学者選抜実施委員会」を設置する。選抜方法等については「入学者選抜実施委員会」において十分に検討し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、特色面接や特色検査の公正かつ円滑な実施を期する。
- ② 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。
- ③ 定時制の課程においては、年齢18歳以上の者については、学力検査を免除することができるものとし、学力検査を免除した場合、小論文（又は作文）を実施することができるものとする。
- ④ 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- ⑤ 志願者から自己申告書（様式7号）の提出があった場合には、高等学校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

学 力 検 査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 学力検査は、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施する。
- ③ 学力検査実施上、各高等学校長の処理すべき事項は別に通知する。
- ④ 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

- ⑤ 定時制の課程においては、各高等学校の判断により、学力検査の実施教科を減じることができる。

なお、その場合には、あらかじめ県教育委員会に届け出る。（別途通知による。）

- ⑥ 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和9年3月3日(水) 午前9時～午後3時10分

イ 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(60 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	

ウ 会 場 出願先高等学校

- ⑦ 学校配点

県教育委員会は、各教科の各問ごとの標準配点を示すが、各高等学校においては、生徒の実態や問題の難易度等に応じて、各問ごとの配点を変えることができる。

- ⑧ 傾斜配点

各高等学校は、学科の特性を考慮し、特定の教科の学力検査の配点の比重を変える傾斜配点を実施することができる。

ただし、実施に当たっては、あらかじめ県教育委員会に届け出る。（別途通知による。）

なお、本検査で傾斜配点を実施する場合、追検査等における学力検査においても傾斜配点を実施するものとする。

特色選抜志願理由書

各高等学校においては、特色選抜志願理由書（様式3号）の記載内容について十分精査し、志願者についての理解を深めるために活用する。

なお、志願の動機・理由以外の記載項目については各高等学校が定める。

調 査 書

各高等学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るようにする。

- ① 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。

ただし、学科の特性や学力検査の成績との比重を考慮して、傾斜配点により加点することができる。

- ② 調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目については、点数化する記載項目や点数化の方法を学科ごとに定める。
- ③ 選抜に用いる調査書の成績の満点は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には上記の①の満点とし、「各教科の学習の記録」以外の記載項目も点数化する場合には①、②の満点の合計とする。
- ④ 調査書と併せて提出された学習の記録（様式2号）がある場合、点数化しない。

特 色 面 接

志願者全員に対して特色面接を行う。

各高等学校は、自校の教育目標にふさわしい入学者を選抜するため、志願者を多面的・多角的に評価する資料の一つとして特色面接の結果を積極的に活用する。

このため、特色面接の内容について、志願者の個性や学ぶ意欲をみるとともに、学校・学科の特色及び各高等学校の志願してほしい生徒像等に応じて各高等学校が創意工夫するものとする。

ただし、特色面接の結果については、点数化することを原則とするが、段階評価とすることも可能とする。

「入学者選抜実施委員会」において、特色面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

特色検査

特色選抜においては、各高等学校の判断により小論文（又は作文）、実技等を実施することができる。

小論文（又は作文）、実技等を実施する高等学校においては、「入学者選抜実施委員会」において、小論文（又は作文）、実技等の内容等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

小論文については、与えられた課題や資料等に関して、自分の考えを筋道を立てて記述させるなど、志願者の思考力、分析力、判断力、表現力などについて、中学校における学習活動の成果を評価できるように、各高等学校が学校・学科の特色に応じて創意工夫する。

なお、小論文の課題や資料等の内容については、一部の教科の学力を問う内容に偏ることのないように配慮する。

実技等については、各高等学校の特色を生かし、志願者の資質を評価し、個々の能力や適性を客観的に把握できるよう創意工夫する。

小論文（又は作文）、実技等を実施した場合には、その結果を点数化する。

※ 特色面接及び特色検査の日時及び会場

- ① 日 時 令和9年3月3日(水)の学力検査終了後、又は令和9年3月4日(木)、令和9年3月5日(金)の午前9時以降、出願先高等学校長が指定した日時
なお、面接等の終了予定時刻等は、令和9年2月26日(金)正午までに、各高等学校の募集要項で示した方法で連絡する。
- ② 会 場 出願先高等学校

選抜の手順

選抜は、学力検査の成績、調査書の審査結果、特色面接を点数化する場合にはその結果及び特色検査を実施する場合にはその結果をそれぞれ点数化して、学力検査の成績と他の資料の配点の比率が明確になるよう、県教育委員会が定めた範囲内で、各高等学校が学科ごとに配点を設定する。

さらに、それら選抜資料の得点を加えて得られた成績と、特色選抜志願理由書（様式3号）の記載内容、点数化しない調査書の記載事項及び特色面接の内容とを十分に精査して、総合的に判定する。

(2) 一般選抜

高等学校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を実施する高等学校においては一般面接の結果を併せて資料として、各高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合及び連携型選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が連携型選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

- ① 各高等学校においては、校長を委員長とする「入学者選抜実施委員会」を設置する。選抜方法等については「入学者選抜実施委員会」において十分に検討し、選抜資料の審査・処理等に

厳正を期するとともに、一般面接等の公正かつ円滑な実施を期する。

② 一般面接については、各高等学校の判断により実施できる。

③ 可否の判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を原則として同等とする。

ただし、各高等学校が自校の特色化を図る観点から必要と判断する場合には、学力検査と調査書の成績の比重を変えることができるが、その比率について、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。（別途通知による。）

④ 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いて、不利益等を生じる資料としない。

⑤ 定時制の課程においては、年齢18歳以上の者について、学力検査を免除することができるものとし、学力検査を免除した場合、小論文（又は作文）を実施することができるものとする。

⑥ 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

⑦ 志願者から自己申告書（様式7号）の提出があった場合には、高等学校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

学力検査

学力検査については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「1 選抜方法」の「(1) 特色選抜」**学力検査** ①～⑧（8～9ページ）に定めるところによる。

また、一般選抜において志願者の自己申告による傾斜配点についても、各高等学校の判断により実施できる。

ただし、学力検査と調査書の成績の比重を変える場合には、学力検査の特定の教科への傾斜配点及び自己申告による傾斜配点は実施しない。

なお、実施に当たっては、あらかじめ県教育委員会に届け出る。（別途通知による。）

調査書

各高等学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るようにする。

① 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計をさらに加えて、195点満点とする。

② 調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目については、各高等学校長の判断により、記載内容を点数化することができるものとし、点数化する場合には、55点満点とする。

③ 選抜に用いる調査書の成績の満点は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には上記の①の満点とし、「各教科の学習の記録」以外の記載項目も点数化する場合には①、②の満点の合計とする。

④ 調査書と併せて提出された学習の記録（様式2号）がある場合、点数化しない。

一般面接

面接を実施する場合には、志願者の目的意識や中学校における活動状況等についての理解を深め、志願者のよさを適切に評価できるよう工夫する。

なお、特色選抜又は連携型選抜にも出願している志願者については、一般面接の内容が特色面接又は連携型面接の内容に含まれるよう工夫するなど、一般選抜のみに出願している他の志願者との公平性を確保した上で、特色面接又は連携型面接の実施をもって、一般面接の実施とみなすことができる。

① 日 時 令和9年3月3日(水)の学力検査終了後、又は令和9年3月4日(木)、令和9年3月5日(金)の午前9時以降、出願先高等学校長が指定した日時

なお、面接の終了予定時刻等は、令和9年2月26日(金)正午までに、各高等

学校の募集要項で示した方法で連絡する。

- ② 「入学選抜実施委員会」において、面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

選抜の手順

選抜は、次の①、②により行うものとするが、いずれの場合にも、判定に当たっては、調査書の「各教科の学習の記録」、「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「その他の活動及び長所・特技等の記録」の優れた評価、記述に配慮する。

- ① 学力検査と調査書の成績の比重を同等とする場合

学力検査と調査書の成績のいずれもが定員内にある者で、調査書の記載事項及び一般面接を実施した場合にはその結果に特に問題のない者を合格とする。

次に、その他の者については、学力検査の成績と調査書の記載事項及び一般面接を実施した場合にはその結果とを十分に精査して、総合的に判定する。

- ② 学力検査と調査書の成績の比重を変える場合

学力検査と調査書の成績のいずれか一方に当該高等学校長が設定した数値を掛けて、両者を加えて得られた成績と、調査書の記載事項及び一般面接を実施した場合にはその結果とを十分に精査して、総合的に判定する。

2 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

- (1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

ただし、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、出願先高等学校長と県教育委員会が協議し判断する。

なお、この協議は、出願先変更受付期間終了後から行うことができるものとする。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

- (2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

- (3) 追検査等受験の手続

- ① 中学校長は、事前に出願先高等学校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先高等学校長に連絡する。

- ② 追検査等の受験を希望する者は、追検査等受験願（様式11号）を令和9年3月5日（金）午後4時までに中学校長を通して、出願先高等学校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先高等学校長に提出する。

- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

- ④ 出願先高等学校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式12号）を交付する。

※ 書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 学力検査の日時 令和9年3月9日(火) 午前9時～午後2時45分
- ② 学力検査の日程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50 分)	(15 分)	(50 分)	(15 分)	(50 分)	(50 分)	(50 分)	(15 分)	(50 分)	

- ③ 学力検査以外の検査等の日時 令和9年3月9日(火)及び令和9年3月10日(水)の午前9時以降、出願先高等学校長が指定した日時
- ④ 会 場 出願先高等学校
- ⑤ 外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- ⑥ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

3 選 抜 結 果 発 表

WEB出願システムにより、選抜結果(合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科・コース)の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和9年3月15日(月)午後1時から令和9年3月23日(火)午後5時まで

- (1) 高等学校長は、令和9年3月15日(月)正午までに、WEB出願システムに選抜結果を登録する。
- (2) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (3) 中学校長は、WEB出願システムにより自校の志願者の選抜結果を確認する。
- (4) 高等学校長は、WEB出願システムにより合格通知書(様式13号)を作成し、合格者に対して交付する。
- (5) 高等学校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

4 学 力 検 査 結 果 の 提 供

学力検査(追検査を含む。この項目において、以下同じ。)を受験した志願者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報(以下「学力検査結果」という。)を提供する。

ただし、出願取消をした志願者については、対象としない。

【学力検査結果提供期間】

令和9年3月15日(月)午後2時から令和9年3月23日(火)午後5時まで

- (1) 高等学校長は、令和9年3月15日(月)正午までに、WEB出願システムに学力検査結果を登録する。
- (2) 志願者は、WEB出願システムにより、学力検査結果を確認する。
- (3) 対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

5 そ の 他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

- ① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（様式14号）を令和9年3月5日（金）午後4時までに出願先高等学校長へ提出する。その場合、中学校長は、事前に出願先高等学校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書（様式14号）を受けた高等学校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（様式15号）を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書（様式14号）において、追検査等の受験を希望した場合の手続については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「2 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続」（12～13ページ）に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書（様式14号）において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

※ 書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、本実施要綱の定めるところにより、新たに出願する。

(3) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して、出願先高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先高等学校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

第3 後 期 選 抜

1 出 願

1 実施高等学校及び学科

前期選抜及び連携型選抜により定員を充足しない高等学校・学科において実施する。

2 通 学 区 域

通学区域は、別に示す「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 募 集 定 員

別に公告する募集定員（併設型高等学校においては、別に公告する募集定員から併設型入学予定者の数を除いた数とする。）から、前期選抜及び連携型選抜の合格者数を除いた数とする。

4 出 願 資 格

出願資格については、この要綱に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」（1ページ）に定めるところによる。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の出願の有無にかかわらず出願することができる。

5 併 願 の 取 扱 い

併願の取扱いについては、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「5 併願の取扱い」（3）（2～3ページ）に準じて、募集を行う学科・コース間で認める。

6 W E B 出 願 シ ス テ ム の 利 用

WEB出願システムの利用については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「6 WEB出願システムの利用」（3ページ）に定めるところによる。

なお、県外等からの志願者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「14 出願資格確認申請」（16～17ページ）により、志願先の高等学校長から出願資格を有することの確認を受け、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

7 出 願 に 必 要 な 書 類

出願に必要な書類については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「7 出願に必要な書類」（3～4ページ）に定めるところによる。

ただし、特色選抜志願理由書は除く。

8 出 願 手 続

出願手続については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「8 出願手続」（4ページ）に定めるところによる。

志願者による申請期間、中学校長による承認期間、出願受付期間は次のとおりとする。

ただし、調査書は、「10 調査書提出」（16ページ）に定めるところにより提出する。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としないが、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、WEB出願システムを介して不足額を納付する。

【志願者による申請期間】

令和9年3月16日(火)午前9時から令和9年3月17日(水)午後2時まで

【中学校長による承認期間】

令和9年3月16日(火)午前9時から令和9年3月17日(水)午後3時まで

【出願受付期間】

令和9年3月16日(火)午前9時から令和9年3月17日(水)午後4時まで

9 出 願 先 変 更

出願先変更の手続については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「9 出願先変更」(4～5ページ)に定めるところによる。

ただし、志願者による申請期間、中学校長による承認期間、出願先変更受付期間は次のとおりとする。

【志願者による申請期間】

令和9年3月18日(木)午前9時から令和9年3月18日(木)午後2時まで

【中学校長による承認期間】

令和9年3月18日(木)午前9時から令和9年3月18日(木)午後3時まで

【出願先変更受付期間】

令和9年3月18日(木)午前9時から令和9年3月18日(木)午後4時まで

なお、午後4時までに中学校長からの申し出があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、高等学校長は、出願先変更受付期間について弾力的な対応をする。

10 調 査 書 提 出

中学校長は、「8 出願手続」(15～16ページ)における中学校長による承認期間内に、調査書提出を行う。

ただし、調査書記載事項に関する志願者の情報をWEB出願システムに登録することをもって、調査書提出とする。

なお、出願先変更を行った志願者の調査書については、WEB出願システムにおいて、新たな志願先の高等学校長が出願先変更を受理した時点で、新たな出願先高等学校に提出される。

11 受 験 票 の 印 刷

(1) 高等学校長は、出願先変更受付期間の終了後、令和9年3月19日(金)午前10時までに、全ての志願者に受験番号を付して、WEB出願システムにより受験票(様式6号)を発行する。

(2) 志願者は、令和9年3月19日(金)正午以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

なお、受験票の印刷は中学校において代行することができる。

12 出 願 取 消

出願取消については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「12 出願取消」(6ページ)に定めるところによる。

ただし、出願取消期間は次のとおりとする。

【出願取消期間】

令和9年3月19日(金)午前9時から令和9年3月23日(火)午前9時まで

13 自己申告書の提出

自己申告書(様式7号)の提出については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「13 自己申告書の提出」(6ページ)に定めるところによる。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の午後4時までに必着とし、自己申告書提出期間は次のとおりとする。

【自己申告書提出期間】

令和9年3月16日(火)午前9時から令和9年3月19日(金)午後4時まで

14 出願資格確認申請

出願資格確認申請については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「14 出

願資格確認申請」（６～７ページ）に定めるところによる。

ただし、申請期間は次のとおりとする。

【申請期間】

令和９年３月８日(月)午前９時から令和９年３月16日(火)正午まで

なお、前期選抜等において出願資格確認申請を行った志願者については、この要綱に示した「第２ 前期選抜」の「１ 出願」の「14 出願資格確認申請」(5)（７ページ）に準ずることとし、前期選抜等の結果が発表される前に出願資格を申請することができる。

2 調 査 書

調査書については、この要綱に示した「第２ 前期選抜」の「２ 調査書」（７～８ページ）に定めるところによる。

ただし、第３学年の評定は、学年末までの状況について記入する。

3 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

高等学校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を資料として、各高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 各高等学校においては、校長を委員長とする「入学選抜実施委員会」を設置する。選抜方法等については「入学選抜実施委員会」において十分に検討し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、面接や小論文（又は作文）等の公正かつ円滑な実施を期する。
- (2) 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。
- (3) 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- (4) 志願者から自己申告書（様式７号）の提出があった場合には、高等学校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

調 査 書

各高等学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るようにする。

- ① 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第１学年から第３学年の評定を合計し、135点満点とする。
- ② 調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目については、各高等学校長の判断により、記載内容を点数化することができる。
- ③ 選抜に用いる調査書の成績の満点は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には上記の①の満点とし、「各教科の学習の記録」以外の記載項目も点数化する場合には①、②の満点の合計とする。
- ④ 調査書と併せて提出された学習の記録（様式２号）がある場合、点数化しない。

面 接

志願者全員に対して面接を行う。

各高等学校は、自校の教育目標にふさわしい入学を選抜するため、志願者を多面的・多元的に評価するための資料の一つとして面接の結果を積極的に活用する。

このため、面接の内容としては、志願者の学ぶ意欲をみるとともに、中学校における学習活動の成果を問う内容を含むことができる。

- ① 「入学選抜実施委員会」において、面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志

願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

- ② 中学校における学習活動の成果を問う内容を含む場合には、志願者の基礎的・基本的な内容の定着などをより適切に評価できるよう、中学校学習指導要領を踏まえて、各高等学校が学校・学科の特色等に応じて創意工夫する。

小論文（又は作文）

志願者全員に対して小論文（又は作文）を課す。

各高等学校においては、「入学者選抜実施委員会」において、小論文（又は作文）の内容等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

小論文については、与えられた課題や資料等に関して、自分の考えを筋道を立てて記述させるなど、志願者の思考力、分析力、判断力、表現力などについて、中学校における学習活動の成果を評価できるように、各高等学校が学校・学科の特色に応じて創意工夫する。

なお、小論文の課題や資料等の内容については、一部の教科の学力を問う内容に偏ることのないように配慮する。

2 面接等の日時及び会場

- (1) 日 時 令和9年3月23日(火) 午前9時以降
- (2) 会 場 出願先高等学校

3 選 抜 結 果 発 表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した学科・コース）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和9年3月24日(水)午後1時から令和9年3月30日(火)午後5時まで

- (1) 高等学校長は、令和9年3月24日(水)正午までに、WEB出願システムに選抜結果を登録する。
- (2) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (3) 中学校長は、WEB出願システムにより自校の志願者の選抜結果を確認する。
- (4) 高等学校長は、WEB出願システムにより合格通知書（様式13号）を作成し、合格者に対して交付する。
- (5) 高等学校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

4 入学辞退の手続

入学辞退の手続については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「5 その他」(3) (14ページ) に定めるところによる。

第 4 そ の 他

1 障がい等のある志願者に対する配慮

受験上の配慮申請の手続については、次のとおり行う。

ただし、受験上の配慮申請は、原則として令和8年12月末までに行う。

1 中学校卒業者及び卒業見込の者

- (1) 志願者は、中学校に、受験上の配慮申請書（様式17号）の提出を申し出る。

中学校長は、中学校における、生活・学習の様子、配慮等に関する説明書（様式18号）及び志願先の高等学校が指定する必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を、受験上の配慮申請書（様式17号）と併せて高等学校長に提出する。

なお、高等学校長が必要と判断した場合には、診断書等を併せて提出する。

また、高等学校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

- (2) 高等学校長は、出願受付後に、志願者に通知する受験上の配慮に関する通知書（様式19号）を、中学校長に送付する。

2 上記1以外の者

- (1) 志願者は、受験上の配慮申請書（様式17号）を高等学校長に提出する。その際、志願先の高等学校が指定する必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を併せて提出する。

なお、高等学校長が必要と判断した場合には、診断書等を併せて提出する。

また、高等学校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

- (2) 高等学校長は、出願受付後に、志願者に通知する受験上の配慮に関する通知書（様式19号）を、志願者に送付する。

2 一 括 募 集

職業に関する学科の一括募集については、当該高等学校長が必要と認める場合は、あらかじめ県教育委員会の承認を得て実施することができる。（別途通知による。）

3 実施状況の報告

高等学校長は、入学者選抜における必要事項について、県教育庁高校教育課長あてに報告する。

各報告の提出期日、様式等については別に通知する。

4 入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

5 入学者の確認及び書類の送付

高等学校長は、入学者決定後4月末日までに、WEB出願システムに入学者を登録する。

中学校長は、WEB出願システムにより各高等学校の入学者を確認し、中学校生徒指導要録の抄本又は写しを作成し、児童生徒健康診断票（一般）、児童生徒健康診断票（歯・口腔）とともに5月末日までに高等学校長に持参又は送付する。

6 そ の 他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月11日から施行する。

令和9年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る 入学者選抜実施要綱

連携型中高一貫教育を実施している高等学校（以下「連携型高等学校」という。）における連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）を、次のとおり定める。

1 出 願

1 実施高等学校及び学科並びに対象となる中学校及び義務教育学校（以下「中学校」という。）

実 施 高 等 学 校 及 び 学 科	対 象 と な る 中 学 校
福島県立修明高等学校（全学科）	東白川郡棚倉町立棚倉中学校 東白川郡塙町立塙中学校 東白川郡矢祭町立矢祭中学校 東白川郡鮫川村立鮫川中学校
福島県立南会津高等学校（総合学科）	南会津郡南会津町立田島中学校 南会津郡南会津町立荒海中学校 南会津郡南会津町立館岩中学校 南会津郡南会津町立南会津中学校 南会津郡下郷町立下郷中学校
福島県立相馬総合高等学校（総合学科）	相馬市立中村第一中学校 相馬市立中村第二中学校 相馬市立向陽中学校 相馬市立磯部中学校 相馬郡新地町立尚英中学校
福島県立ふたば未来学園高等学校（総合学科）	双葉郡浪江町立なみえ創成中学校 双葉郡葛尾村立葛尾中学校 双葉郡双葉町立双葉中学校 双葉郡大熊町立学び舎ゆめの森 双葉郡富岡町立富岡中学校 双葉郡川内村立川内小中学園 双葉郡檜葉町立檜葉中学校 双葉郡広野町立広野中学校

2 募 集 定 員

募集定員枠は、別に公告する募集定員の30%を下限とし、あらかじめ県教育委員会と協議の上、各連携型高等学校が学校・学科の特色や地域の特性に応じて学科ごとに設定する。

各連携型高等学校の校長は、募集定員枠を県教育委員会に届け出る。（別途通知による。）

また、特色選抜の募集定員枠は、これとは別に設定するものとし、ふたば未来学園高等学校においては、これらの割合について、別に公告する募集定員から併設中学校における第3学年に在籍する者（令和8年11月1日現在）の数を除いた数に対する割合とする。

なお、可否の判定に当たっては、志願者の動向や各学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができる。

3 出 願 資 格

出願資格については、令和9年3月に実施高等学校の対象となる中学校を卒業する見込の者とする。

なお、対象となる中学校を卒業する見込の者は、当該中学校と連携を実施している高等学校の当該学科の特色選抜に出願することはできない。

4 併願の取扱い

- (1) 連携型選抜の志願者は、出願した高等学校において、連携型選抜、又は連携型選抜と一般選抜の両方に出願することができる。
- (2) 連携型選抜への出願は、連携している高等学校の1学科に限るものとし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜に出願する場合は、連携型選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。

5 WEB出願システムの利用

WEB出願システムの利用については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「6 WEB出願システムの利用」(1)～(3) (3ページ) に定めるところによる。

6 出願に必要な書類

WEB出願システムに必要なデータを登録することをもって、提出とする。

なお、提出された書類について疑義が生じた場合、志願先の高等学校長は、該当する書類を書面で提出するよう求めることができるものとする。

(1) 調査書 (様式1号)

なお、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「2 調査書」の「7」 (8ページ) に定めるところにより、該当する志願者については、学習の記録 (様式2号) を作成し、調査書と併せて提出する。

(2) その他、志願先の高等学校長が必要とする書類

7 出 願 手 続

出願手続については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「8 出願手続」 (4ページ) に定めるところによる。

8 出 願 先 変 更

出願先変更については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「9 出願先変更」 (4～5ページ) に定めるところによる。

ただし、連携型選抜から、同一校の当該学科の特色選抜への変更はできない。

9 調 査 書 提 出

調査書提出については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「10 調査書提出」 (5ページ) に定めるところによる。

10 受 験 票 の 印 刷

受験票の印刷については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「11 受験票の印刷」 (6ページ) に定めるところによる。

11 出 願 取 消

出願取消については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「12 出願取消」 (6ページ) に定めるところによる。

12 自己申告書の提出

自己申告書の提出については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」

に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「13 自己申告書の提出」（6ページ）に定めるところによる。

2 調 査 書

調査書については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「2 調査書」（7～8ページ）に定めるところによる。

3 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

連携型高等学校の校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績及び連携型選抜に係る面接（以下「連携型面接」という。）の結果を資料として、さらに各連携型高等学校が連携している教育課程に基づいた内容に応じた選抜方法に加え、学校の特色や学科の特性等に関する内容に応じた選抜方法（以下これらを「連携型検査」という。）を選択して実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、各連携型高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 各連携型高等学校においては、校長を委員長とする「入学者選抜実施委員会」を設置する。
選抜方法等については「入学者選抜実施委員会」において十分に検討し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、連携型面接や連携型検査等の公正かつ円滑な実施を期する。
- (2) 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。
- (3) 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- (4) 志願者から自己申告書（様式7号）の提出があった場合には、高等学校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。
- (5) 連携型選抜と一般選抜の両方に出願した志願者については、連携型選抜、一般選抜の順に合否判定を行う。

調 査 書

各連携型高等学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るようにする。

- ① 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。

ただし、学科の特性や学力検査の成績との比重を考慮して、傾斜配点により加点することができる。

- ② 調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目については、点数化する記載項目や点数化の方法を学科ごとに定める。
- ③ 選抜に用いる調査書の成績の満点は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には上記の①の満点とし、「各教科の学習の記録」以外の記載項目も点数化する場合には①、②の満点の合計とする。
- ④ 調査書と併せて提出された学習の記録（様式2号）がある場合、点数化しない。

学 力 検 査

学力検査については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「1 選抜方法」の「(1) 特色選抜」学力検査①～⑧（8～9ページ）に定めるところによる。

連携型面接

志願者全員に対して連携型面接を行う。

各連携型高等学校は、連携型中高一貫教育にふさわしい入学者を選抜するため、志願者を多面的・多元的に評価するための資料の一つとして連携型面接の結果を積極的に活用する。

このため、連携型面接の内容としては、志願者の個性や学ぶ意欲をみることとする。

ただし、連携型面接の結果については、点数化することを原則とするが、段階評価とすることも可能とする。

「入学者選抜実施委員会」において、連携型面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

連携型検査

各連携型高等学校が連携している教育課程に基づいた内容に応じた選抜方法に加え、連携型高等学校の特色や学科の特性等に関する内容に応じた選抜方法を選択して実施することができる。

※ 連携型面接等の日時及び会場

- ① 日 時 令和9年3月3日(水)の学力検査終了後、又は令和9年3月4日(木)、令和9年3月5日(金)の午前9時以降、出願先高等学校長が指定した日時

なお、面接等の終了予定時刻等は、令和9年2月26日(金)正午までに、各高等学校の募集要項で示した方法で連絡する。

- ② 会 場 出願先高等学校

選抜の手順

選抜は、学力検査の成績、調査書の審査結果、連携型面接を点数化する場合にはその結果及び連携型検査を実施する場合にはその結果をそれぞれ点数化して、学力検査の成績と他の資料の配点の比率が明確になるよう、県教育委員会が定めた範囲内で、各高等学校が学科ごとに配点を設定する。

さらに、それら選抜資料の得点を加えて得られた成績と、点数化しない調査書の記載事項及び連携型面接の内容とを十分に精査して、総合的に判定する。

2 選抜結果発表等

選抜結果発表等については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「3 選抜結果発表」、「4 学力検査結果の提供」（13ページ）に定めるところによる。

3 そ の 他

(1) 追検査等の実施

追検査等の実施については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「2 追検査等の実施」（12～13ページ）に定めるところによる。

(2) 連携型選抜の一部が未完了となった者の取扱い

連携型選抜の一部が未完了となった者の取扱いについては、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「5 その他」(1)（13～14ページ）に定めるところによる。

(3) 連携型選抜で不合格になった者についての取扱い

連携型選抜と一般選抜の両方に出願した者は、連携型選抜で出願した学科において不合格となっても、一般選抜で出願した学科において選抜の対象とする。

連携型選抜のみに出願した者が不合格となった場合、後期選抜に出願するときは、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

(4) 入学辞退の手續

入学辞退の手續については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「5 その他」(3) (14ページ) に定めるところによる。

4 そ の 他

- 1 以上のほかは、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月11日から施行する。

令和9年度福島県立高等学校通信制の課程 入学者選抜実施要綱

1 実施高等学校及び学科

福島県立郡山萌世高等学校 通信制の課程 普通科

2 募集定員

募集定員については別に公告する。

3 出願資格

この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」（1ページ）に定めるところによる。

4 選抜方法

高等学校長は、提出された調査書（様式1号）又はこれに代わる書類、その他の必要な書類を資料として自校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、選抜のための学力検査は実施しない。

5 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」第1条により県下一円とする。

6 WEB出願システムの利用

WEB出願システムの利用については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「6 WEB出願システムの利用」（3ページ）に定めるところによる。

ただし、志願者基本情報登録の際に、志願者基本情報と併せて、出願前3か月以内に撮影した無帽、正面上半身の画像のデータを、WEB出願システムに登録することとする。

また、県外等からの志願者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「11 出願資格確認申請」（26ページ）により、志願先の高等学校長から出願資格を有することの確認を受け、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

7 出願に必要な書類

1 調査書（様式1号）

なお、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「2 調査書」の「7」（8ページ）に定めるところにより、該当する志願者については、学習の記録（様式2号）を作成し、調査書と併せて提出する。

ただし、やむを得ない事情で調査書を提出できない場合は、これに代わる書類（卒業証明書、学習成績証明書等）のデータを、WEB出願システムに登録する。

2 その他、志願先の高等学校長が必要とする書類等

8 出願手続

出願手続については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「8 出願手続」（4ページ）に定めるところによる。

ただし、入学検定料は350円とし、志願者による申請期間、中学校長による承認期間、出願受付期間は次のとおりとする。

また、中学校長は、出願受付期間内に調査書提出を行うこととする。

なお、調査書記載事項に関する志願者の情報をWEB出願システムに登録することをもって、調査

書提出とする。

【志願者による申請期間】

令和9年2月1日(月)午前9時から令和9年3月26日(金)午後4時まで

【中学校長による承認期間】

令和9年2月1日(月)午前9時から令和9年3月29日(月)午前10時まで

【出願受付期間】

令和9年2月1日(月)午前9時から令和9年3月29日(月)正午まで

9 出 願 取 消

出願取消については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「12 出願取消」(6ページ)に定めるところによる。

ただし、出願取消期間は出願受付期間終了後とし、実施高等学校が作成する募集要項に定める。

10 自己申告書の提出

自己申告書(様式7号)の提出については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「13 自己申告書の提出」(6ページ)に定めるところによる。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の午後4時までに必着とし、自己申告書提出期間は次のとおりとする。

【自己申告書提出期間】

令和9年2月12日(金)午前9時から令和9年3月29日(月)午後4時まで

11 出願資格確認申請

出願資格確認申請については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「14 出願資格確認申請」(6～7ページ)に準ずる。

ただし、申請期間は次のとおりとする。

【申請期間】

令和8年11月16日(月)午前9時から令和9年3月25日(木)午後4時まで

ただし、令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)を除く。

なお、前期選抜等において出願資格確認申請を行った志願者については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「14 出願資格確認申請」(5)(7ページ)に準ずることとし、前期選抜等の結果が発表される前に出願資格を申請することができる。

12 受験番号の確認

- 1 高等学校長は、出願受付期間の終了後、令和9年3月30日(火)午前10時までに、全ての志願者に受験番号を付す。
- 2 志願者は、令和9年3月30日(火)正午以降に、WEB出願システムにおいて志願情報個人票を表示し、受験番号を確認する。

13 選 抜 結 果 発 表

WEB出願システムにより、選抜結果(合格・不合格・出願取消)の発表を行う。

- 1 選抜結果発表期間は、実施高等学校が作成する募集要項に定める。
- 2 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- 3 中学校長は、WEB出願システムにより自校の志願者の選抜結果を確認する。
- 4 高等学校長は、WEB出願システムにより合格通知書(様式13号)を作成し、送付により、合格者に交付する。

- 5 高等学校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

14 そ の 他

1 調査書

調査書については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「2 調査書」（7～8ページ）に定めるところによる。

ただし、令和9年3月16日(火)以降の出願については、中学校卒業見込の者の「評定」の第3学年の欄は、学年末までのものを記入することとする。

- 2 以上のほかは、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月11日から施行する。

令和9年度福島県立高等学校入学者選抜における 外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱

1 出 願 資 格

この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」（1ページ）に定める出願資格を有する者で、以下の条件を満たす者とする。

1 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から令和9年2月1日現在で6年が経過していない場合をいう。

2 海外帰国生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定である者で、海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和9年2月1日現在、帰国後6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

2 実施高等学校・学科及び募集定員等

1 実施高等学校・学科

福島県立福島学芸高等学校（総合学科）	福島県立福島南高等学校（国際文化科）
福島県立あさか開成高等学校（国際科学科）	福島県立光南高等学校（総合学科）
福島県立会津学鳳高等学校（総合学科）	福島県立いわき総合高等学校（総合学科）
福島県立相馬総合高等学校（総合学科）	

2 募 集 定 員

募集定員については、転入学許可の特別定員枠の扱いに準ずる。

3 通 学 区 域

通学区域は、別に示す「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出 願、選 抜 等

1 外国人生徒等特別枠選抜出願資格確認申請

外国人生徒等に係る特別枠選抜への出願を希望する者は、申請期間内に持参又は送付により申請に必要な書類を志願先の高等学校長に提出し、出願資格を有することの確認を受ける。

【申請期間】

令和8年11月16日(月)午前9時から令和9年1月29日(金)午後4時まで

ただし、令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)を除く。

(1) 申請方法

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校長を経由して、志願先の高等学校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、志願先の高等学校長が指定する必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を併せて提出する。

ア 外国人生徒等特別枠選抜出願資格確認申請書（様式20号）

イ 外国人生徒……「入国後の在日期間が6年以内」であることを証明する書類

海外帰国生徒……「帰国後6年以内」であることを証明する書類

ウ その他、志願先の高等学校長が指示する書類

(保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類、学校教育における9年の課程の修了を証明する書類等)

② 上記①以外の者

上記①に準じ、志願者が直接、申請を行う。

(2) 確認結果の通知

高等学校長は、申請書等の内容を確認し、中学校長に連絡の上、志願者に通知する出願資格確認結果通知書(様式10号)を、中学校長に送付する。

なお、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、確認の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

(3) 出願資格を有することの確認を受けた志願者は、WEB出願システムに志願者基本情報登録を行う。

(4) やむを得ない事情により、申請期間内に外国人生徒等特別枠選拔出願資格確認申請をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間に限り、外国人生徒等特別枠選拔出願資格確認申請を受け付ける。

2 WEB出願システムの利用

WEB出願システムの利用については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「6 WEB出願システムの利用」(1)～(3)(3ページ)に定めるところによる。

3 出願に必要な書類

この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「7 出願に必要な書類」(3～4ページ)に定めるところによる。

ただし、特色選抜志願理由書を除く。

なお、本県所定の調査書(様式1号)の記載が困難な場合は、外国における日本語又は英語による最終学校の履修証明書、学習成績証明書で代替することができる。

4 出 願 手 続 等

出願手続等については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「8 出願手続」、「10 調査書提出」、「11 受験票の印刷」、「12 出願取消」、「13 自己申告書の提出」(4～6ページ)に定めるところによる。

5 検 査 等

(1) 検 査 日 令和9年3月3日(水)

(2) 検 査 内 容 英語(又は自国語)又は日本語による作文と面接を実施する。
ただし、校長の判断により基礎学力検査を課することができる。

(3) 検 査 会 場 出願先高等学校

6 選 抜 方 法

高等学校長は、中学校長等から提出された調査書の審査結果、作文の結果及び面接の結果を資料として、さらに基礎学力検査を実施する高等学校においてはその結果を併せて資料として、自校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

7 選 抜 結 果 発 表

WEB出願システムにより、選抜結果(合格・不合格・出願取消)の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和9年3月15日(月)午後1時から令和9年3月23日(火)午後5時まで

- (1) 高等学校長は、令和9年3月15日(月)正午までに、WEB出願システムに選抜結果を登録する。
- (2) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (3) 中学校長は、WEB出願システムにより自校の志願者の選抜結果を確認する。
- (4) 高等学校長は、WEB出願システムにより合格通知書(様式13号)を作成し、合格者に対して交付する。
- (5) 高等学校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

8 その他

- (1) 追検査等の実施については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「2 追検査等の実施」(12～13ページ)に準ずる。
ただし、「(2) 定員について」を除く。
- (2) 外国人生徒等に係る特別枠選抜の一部が未完了となった者については、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「5 その他」(1)(13～14ページ)に定めるところによる。

4 その他

- 1 以上のほかは、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月11日から施行する。

各 種 様 式

様 式	書 類 名	ページ
様式1号	調 査 書	32
様式2号	学習の記録	33
様式3号	特色選抜志願理由書	34
様式4号	健康診断書	35
様式5号	他都道府県の公立高等学校に出願しない証明書	36
様式6号	受 験 票	37
様式7号	自己申告書	38
様式8号	自己申告書受領書	39
様式9号	出願資格確認申請書	40
様式10号	出願資格確認結果通知書	41
様式11号	追検査等受験願	42
様式12号	追検査等受験許可証	43
様式13号	合格通知書	44
様式14号	一部未完了となった選抜の意思連絡書	45
様式15号	一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書	46
様式16号	入学辞退届	47
様式17号	受験上の配慮申請書	48
様式18号	生活・学習の様子、配慮等に関する説明書	49
様式19号	受験上の配慮に関する通知書	50
様式20号	外国人生徒等特別枠選抜出願資格確認申請書	51
様式21号	提 出 票	52

一部様式については、次のURLに掲載するデータファイルをダウンロードして活用してよい。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/r9koukounyushi.html>



令和 9 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書

					受験番号								
志 願 者	フリガナ					性別	卒業年月	平成 年 3 月		学校			
	氏 名							令和		卒業・卒業見込			
	生年月日	平成 年 月 日生					卒業後の状況 ・その他						
各学 習 教 科 の 記 録	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語 (英語)			
	学年												
	1 年												
	2 年												
総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録	1 年					2 年					3 年		
特 別 活 動 の 記 録		1 年				2 年				3 年			
	学 級 活 動												
	生 徒 会 活 動												
	学 校 行 事												
そ の 他 の 活 動 及 び 長 所 ・ 特 技 等 の 記 録													
本書の記載に誤りのないことを証明します。 令和 年 月 日													
立 校長													
						記載責任者氏名							

受 験 番 号
※ 番

※印の欄には記入しない。

学 習 の 記 録

志願者氏名			
学年 教科	1 年	2 年	3 年
国語			
社会			
数学			
理科			
音楽			
美術			
保健体育			
職業・ 家庭			
その他			

(注意)

- 1 評定を行わない教科・学年の欄のみに記載することとし、それ以外の欄には斜線を記入すること。
- 2 「特別支援学校中学部学習指導要領」を参考にして編成した教育課程に、外国語（英語）が位置付けられている場合は、「その他」の欄にはその評価を記入すること。外国語（英語）が教育課程に位置付けられていない場合は、「その他」の欄には斜線を記入すること。

受	験	番	号
※			番

※印の欄には記入しない。

令和 9 年度特色選抜志願理由書

令和 年 月 日

福島県立〇〇高等学校長 様

学 校 名

志願者氏名

保護者氏名

私は、次のとおり、貴校

科第 1 学年に入学を志願いたします。

志 願 の 動機・理由	
	(注意) 志願の動機・理由以外の記載項目については各高等学校が定める。 なお、記入上の注意は、1～2 のほかに必要に応じて付け加えてよい。 また、複数ページになる場合は、そのことを明記する。

(注意)

- 1 志願者が、パーソナルコンピュータ、タブレット端末や手書きにより作成したものを、PDF ファイルとして WEB 出願システムに登録する。
- 2 志願の動機・理由の欄は、当該高等学校・学科等を志願する動機や理由等について記入する。

健康診断書

氏 名	
住 所	〒 -
生年月日	平成 年 月 日

検査項目

項 目	所 見	特記事項
1. 身長	cm	
2. 体重	kg	
3. 視力	右 (矯正) 左 (矯正)	
4. 聴力	右 左	
総合所見	(入学者選抜または入学後に心配される疾病等)	

診察日：令和 年 月 日

医療機関の名称

医療機関の住所

医師名

印

(注意)

「検査項目」の内容がすべて記載された、医療機関指定の様式で代替することができる。

証 明 書

都道府県名

学 校 名学校
(卒業見込・卒業)

氏 名

(都道府県名)

上記の者は、.....の公立高等学校に出願しないこ
とを証明する。

令和 年 月 日

都道府県名

.....学校長

令和 9 年度 福島県立高等学校入学選抜

前期選抜・連携型選抜 受験票

受験番号	氏名		
0012	〇〇〇〇〇〇		
	〇〇〇〇		

在籍(出身)学校名

〇〇市立〇〇中学校

志願先	福島県立〇〇高等学校		
	特色選抜		〇〇科
	一般選抜	第一志望	〇〇科
		第二志望	—

〇学力検査当日は次のものを持参すること。
受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷き、分度器(分度器機能を有する定規を含む))は使用できない。
〇携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

【実施期日】

学力検査 令和9年 3月3日(水)

9:00～ 9:50	50分	国語
休憩 20分		
10:10～11:00	50分	数学
休憩 20分		
11:20～12:10	50分	外国語(英語)
昼食 60分		
13:10～14:00	50分	理科
休憩 20分		
14:20～15:10	50分	社会

令和 9 年度 福島県立高等学校入学選抜

後期選抜 受験票

受験番号	氏名		
0002	〇〇〇〇〇〇		
	〇〇〇〇		

在籍(出身)学校名

〇〇市立〇〇中学校

志願先	福島県立〇〇高等学校		
	第一志望:□□科		
	第二志望:〇〇科		

〇携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

【実施期日】

令和9年 3月23日(火)

令和 9 年度 福島県立高等学校入学選抜

外国人生徒等特別枠選抜 受験票

受験番号	氏名		
0001	〇〇〇〇〇〇		
	〇〇〇〇		

在籍(出身)学校名

〇〇市立〇〇中学校

志願先	福島県立〇〇高等学校		
	〇〇科		

〇当日は次のものを持参すること。
受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷き、分度器(分度器機能を有する定規を含む))は使用できない。
〇携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

【実施期日】

令和9年 3月3日(水)

(印刷イメージ)

令和 9 年度 福島県立高等学校入学選抜

前期選抜・連携型選抜 受験票

受験番号	氏名		
0012	〇〇〇〇〇〇		
	〇〇〇〇		

在籍(出身)学校名

〇〇市立〇〇中学校

志願先	福島県立〇〇高等学校		
	特色 選抜		〇〇科
	一般選抜	第一志望	〇〇科
		第二志望	—

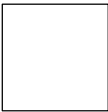
〇学力検査当日は次のものを持参すること。
受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷き、分度器(分度器機能を有する定規を含む))は使用できない。
〇携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

【実施期日】

学力検査 令和9年 3月3日(水)

9:00～ 9:50	50分	国語
休憩 20分		
10:10～11:00	50分	数学
休憩 20分		
11:20～12:10	50分	外国語(英語)
昼食 60分		
13:10～14:00	50分	理科
休憩 20分		
14:20～15:10	50分	社会

- この用紙をA4サイズの白紙に印刷してください。
 - キリトリ線で受験票を切り離してください。
 - 受験票は受験のとき、必ず持参すること。
 - 受験票は検査日以降も使用しますので、大切に保管してください。
(選抜結果発表の際に受験番号を参照する。高等学校において合格通知書等を受け取る際に提示する。など)
 - 当日の受付時間や持ち物等については、志願先高等学校の募集要項やWEBサイトを確認ください。
- 【福島県立〇〇高等学校WEBサイト】
- URL <https://sample-h.fcs.ed.jp>
- 二次元コード



自 己 申 告 書

令和 年 月 日

福島県立.....高等学校長 様

学 校 名

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

私は、貴校第 1 学年に入学を志願するに当たり、次のとおり申し出ます。

志願者記入欄

(保護者記入欄)

住
所

電話
番号

(注意)

- 1 筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
- 2 志願者氏名及び保護者氏名を自署する。
- 3 志願者記入欄は、本人自筆にて記入する。
- 4 保護者は、必要に応じて保護者記入欄に補足してもよい。その際は、保護者が自筆にて記入する。
- 5 住所・電話番号欄には、志願者と連絡がとれる住所及び電話番号を記入する。
- 6 提出に当たっては、志願者は、自己申告書を厳封の上、志願先の高等学校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。送付の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

自 己 申 告 書 受 領 書

学 校 名

志願者氏名様

保護者氏名様

あなたから提出のあった自己申告書を確認に受領しました。

令和 年 月 日

.....
印

(高等学校長公印)

出願資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県立.....高等学校長 様

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

下記のとおり、貴校に出願したいので、出願資格の確認を申請します。

なお、他都道府県の公立高等学校には出願しません。

記

志願者	志願する選抜の名称			
	志願学科・コース			
	氏 名			
	現住所		〒 -	
	在籍（出身）中学校名			
保護者	氏 名		志願者との関係	
	現住所	〒 -		
	連絡先電話番号			
	入学後の住所	〒 -		
備考	(高等学校等から指示がある場合に記入)			

[中学校長による証明]

上記のとおり相違ないことを証明します。

また、この志願者は他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明します。

.....学校長

所在地
電話番号

(注意)

- 「志願する選抜の名称」は、前期選抜・連携型選抜、後期選抜、通信制の課程入学者選抜のいずれかを記入する。
- 「志願学科・コース」には、併願を希望する学科・コースをすべて記入する。
- 「入学後の住所」が未定の場合、居住予定の住所を分かる範囲で記入し、その事情が分かる書類を添付するか、「備考」欄にその旨を記入する。
- 中学校卒業後及び卒業見込の者以外の場合、[中学校長による証明] の記入は不要とする。

出願資格確認結果通知書

令和 年 月 日

志願者氏名

福島県立〇〇高等学校長 印

(出願資格を有する場合)

出願資格確認申請書等に基づき審査した結果、下記のとおり、本校への出願資格を有することを確認しましたのでお知らせします。

記

志願する選抜の名称	
志願学科・コース	
通学区域	☐ 県下一円 ☐ 県内固定区・共通区 ☐ 県内隣接学区 ☐ 隣接県隣接学区 ☐ 県内その他

※ WEB出願システムへの志願者基本情報登録における「通学区域」は、上記のとおり登録してください。

(出願資格を有していない場合)

出願資格確認申請書等に基づき審査した結果、下記のとおり、本校への出願資格を有していないことをお知らせします。

記

志願する選抜の名称	
志願学科・コース	

出願資格を有していないと判断した理由

問合せ先（福島県立〇〇高等学校 電話 ）

(注意)

- 「志願する選抜の名称」は、前期選抜・連携型選抜、後期選抜、外国人生徒等特別枠選抜、通信制の課程入学者選抜のいずれかを記入する。
- 「志願学科・コース」には、申請された学科・コースをすべて記入する。
- 「通学区域」は、申請された「入学後の住所」に基づき、該当する通学区域に○を付す。

追 検 査 等 受 験 願

令和 年 月 日

福島県立.....高等学校長 様

受 験 番 号.....番

志願者氏名.....

保護者氏名.....

(志願者・保護者自署)

令和 9 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の規定により、
追検査等の受験について許可願います。

追検査等受験願提出の理由

.....
.....

本志願者について、上記のとおり相違ないことを認めます。

(中学校長記入欄)

令和 年 月 日

.....学校長 印

(注意)

- 1 志願者自筆とし、筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
- 2 令和 9 年 3 月 5 日 (金) 午後 4 時までに、出願先高等学校長に提出する。
- 3 インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した場合及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した場合は、そのことを証明する医師の診断書等を添付する。

追検査等受験許可証

令和 年 月 日

福島県立〇〇高等学校長



下記の者の追検査等の受験を許可します。

記

1 受験番号番

2 在籍（出身）中学校名学校

3 志願者氏名

4 追検査等実施日 令和9年3月 9日(火)
令和9年3月10日(水)
(各高等学校において指定)

5 会 場 福島県立〇〇高等学校

6 追検査等内容
(各高等学校において指示)

7 持 参 物

(1) 追検査等受験許可証（本紙）

(2) 受験票

(3) その他

受験票の記載ならびに出願先高等学校の募集要項等を確認すること。

合 格 通 知 書

受験番号_____

氏 名_____

あなたは、令和9年度福島県立高等学校入学者選抜において、
本校の（ ○○ ）制の課程（ ○○科 ）に
（ 選抜名 ）で合格したので通知します。

令和 年 月 日

福島県立○○高等学校長
（ 公 印 省 略 ）

(注意)

- 1 「（ 選抜名 ）」には、「特色選抜」、「一般選抜」、「連携型選抜」、「外国人生徒等に係る特別
枠選抜」又は「後期選抜」のいずれかが入る。
- 2 通信制の課程入学者選抜においては、「（ 選抜名 ）で」を除く。

一部未完了となった選抜の意思連絡書

令和 年 月 日

福島県立.....高等学校長 様



(学校長公印)

志願者氏名..... 受験番号..... 番

志願し、未完了となった選抜（該当する選抜に○を記入する）

特色選抜	一般選抜	連携型選抜	外国人生徒等に係る特別枠選抜

上の者は、志願した選抜において、一部が未完了となったため、今後の意思については以下のとおりであることを、お伝えします。

<今後の意思>（希望する項目に○を記入する）

1 追検査等は受験しない。受験した内容のみで合否判定されることを希望する。	
2 追検査等で残りの検査等を受験することを希望する。	

(注意)

- 1 令和9年3月5日(金)午後4時までに、出願先高等学校長に提出する。その場合、中学校長は、事前に出願先高等学校長に連絡する。
- 2 <今後の意思>の表で、1に○を記入した場合、追検査等を受験することはできない。

一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書

令和 年 月 日

.....学校長 様

福島県立.....高等学校長 印

志願者氏名..... 受験番号..... 番

上の者についての、一部未完了となった選抜の意思連絡書を受領しました。また、未完了となった選抜及び今後の意思については、以下のとおりであることを、確認しました。

志願し、未完了となった選抜（該当する選抜に○を記入する）

特色選抜	一般選抜	連携型選抜	外国人生徒等に係る特別枠選抜

<今後の意思>（該当する項目に○を記入する）

1 追検査等は受験しない。受験した内容のみで合否判定されることを希望する。	
2 追検査等で残りの検査等を受験することを希望する。	

入 学 辞 退 届

令和 年 月 日

福島県立.....高等学校長 様

学 校 名

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

貴校.....製の課程.....学科（受験番号.....番）に
合格しましたが、都合により入学を辞退しますのでお届けします。

受験上の配慮申請書

令和 年 月 日

福島県立.....高等学校長 様

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

下記のとおり、受験上の配慮をしてくださるよう申請します。

記

1 配慮を希望する選抜

特色選抜	一般選抜	連携型選抜	外国人生徒等に係る特別枠選抜	後期選抜

※該当する選抜に○を記入する。

2 配慮を希望する事項・内容

(1) 検査会場等 (別室での受験、他の受験者と同室でよいが一番前等)

記入例:「別室での受験を希望する。」

(2) 検査方法等

(拡大鏡の使用、検査問題の拡大、漢字にルビを付した問題の使用、時間延長等)

記入例:「拡大鏡の使用を希望する。」

(3) その他 (器具の持ち込み、介助員の付き添い等)

記入例:「車いすの使用を希望する。」

3 配慮を希望する理由 (具体的な障がいの内容や程度等)

[以下、在籍 (出身) 中学校長が記載]

受験に際し、上記の配慮が必要であると判断します。

令和 年 月 日

..... 学校長



生活・学習の様子、配慮等に関する説明書

令和 年 月 日

福島県立.....高等学校長 様

.....
(学校長公印)

下記のとおり、学校における生活・学習の様子、配慮等について説明します。
記

志願者氏名

学校における生活・学習の様子
学校における支援内容・方法、配慮事項等
その他（関係機関との連携等）

受験上の配慮に関する通知書

令和 年 月 日

志願者氏名様

福島県立〇〇高等学校長 印

下記のとおり、受験上の配慮に関してお知らせします。

記

1 配慮の有無について

2 配慮する選抜と配慮する事項・内容

特色選抜	一般選抜	連携型選抜	外国人生徒等に係る特別枠選抜	後期選抜

※該当する選抜に○を記入する。

(1) 検査会場等

(2) 検査方法等

(3) その他

外国人生徒等特別枠選抜出願資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県立.....高等学校長 様

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

下記のとおり、(外国人生徒 ・ 海外帰国生徒) ※として、貴校の「外国人生徒等に係る特別枠選抜」に出願したいので、出願資格の確認を申請します。

なお、他都道府県の公立高等学校には出願しません。

記

- 1 帰国・入国年月日
- 令和 年 月 日
- 2 帰国・入国後の編入学校名 (編入学年)
- (学年)
- 3 帰国・入国前、帰国・入国後の教育歴

学 校 名	所在地 (国名・都市名)	期 間
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月

- 4 保護者連絡先電話番号
- 5 入学後の住所
- 6 備考

[中学校長による証明]

上記のとおり相違ないことを証明します。
また、この志願者は他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明します。

.....学校長 

所 在 地
電 話 番 号

- (注意)
- 1 「※」は、当てはまるものを○で囲む。
- 2 「5 入学後の住所」が未定の場合、居住予定の住所を分かる範囲で記入し、その事情が分かる書類を添付するか、「6 備考」にその旨を記入する。
- 3 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の場合、[中学校長による証明] の記入は不要とする。

提出票

令和 年 月 日

福島県立.....高等学校長 様

中学校名

校長氏名

下記のとおり、書類を提出します。

記

提出書類※	書 類 名	部 数
	出願資格確認申請書（添付書類を含む。）	部
	追検査等受験願（添付書類を含む。）	部
	一部未完了となった選抜の意思連絡書	部
	入学辞退届	部
	受験上の配慮申請書（添付書類を含む。）	部
	生活・学習の様子、配慮等に関する説明書	部
	外国人生徒等特別枠選抜出願資格確認申請書（添付書類を含む。）	部
	その他の書類	部

※ 提出書類に○を付す。

その他の書類の内訳

書 類 名	部 数
	部
	部
	部

(以下、持参の場合のみ記入)

持参者 職・氏名	
----------	--

受取確認

上記のとおり、書類を受け取りました。

令和 年 月 日

高等学校名

校長氏名

(注意)

- 1 提出書類は、種類ごとにまとめ、その上で学科・コース別に整理すること。
- 2 「その他の書類の内訳」の記載欄が不足する場合は、欄を加えても良い。
- 3 持参された提出物を受け取った高等学校は、書類とその部数を確認し、「受取確認」に必要事項を記入の上、提出票の写しを持参者に手渡すこと。
- 4 送付の場合は、配達記録を「受取確認」に代えるものとする。

福島県立高等学校の通学区域に関する規則

(昭和 25 年 2 月 14 日福島県教育委員会規則第 1 号)

最終改正 令和 8 年 2 月教育委員会規則第二号

第 1 条 福島県立高等学校（以下高等学校という。）の通学区域は別表に定めるところによる。ただし、専門教育を主とする学科、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科並びに分校の学科並びに定時制の課程（夜間の課程を含む。）及び通信制の課程は、県下一円とする。

第 2 条 特別の理由によりその通学区域外的高等学校に入学しようとするときは、別記様式によりその在学又は出身の学校を経て福島県教育委員会（以下教育委員会という。）に願い出て許可を受けなければならない。

第 2 条の 2 隣接する通学区域の高等学校第 1 学年に入学しようとするときは、前条の規定にかかわらず、その学校に入学を願い出ることができる。

2 前項の入学の願い出は、別に定める毎年度第 1 学年入学者選抜の場合に限るものとし、それらの者のうち入学を許可される者はその学校の第 1 学年生徒定員の 100 分の 20 以内とする。

第 3 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福島県立高等学校の通学区域に関する規則別表の規定は、令和 8 年度入学の生徒から適用する。

別記様式（第 2 条）

通 学 区 域 外 入 学 許 可 願	
年 月 日	
福島県教育委員会	
現住所 保護者 氏 名	
下記の者を 通学区域の 高等学校に入学させたいので許可してください。 記	
志 願 者 氏 名	(保護者との続柄) (年 月 日生)
理 由	(なるべく詳細に記入すること。)

備考 願書に記入した理由以外の理由書類等がある場合は、別紙として添付すること。

別 表（第1条関係）

番号	学区名	学 校 名	固 定 区	共 通 区
1	県北	福島高等学校 橘高等学校 福島西高等学校 福島東高等学校 川俣高等学校 伊達高等学校 安達高等学校 本宮高等学校	福島市 伊達市 二本松市 (小浜、成田、西勝田、上長折、長折、下長折、西新殿、東新殿、杉沢、初森、上太田、田沢、百目木及び茂原の区域を除く。) 伊達郡	二本松市小浜、同市成田、同市西勝田、同市上長折、同市長折、同市下長折、同市西新殿、同市東新殿、同市杉沢、同市初森、同市上太田、同市田沢、同市百目木及び同市茂原 安達郡大玉村 本宮市 相馬郡飯舘村
2	県中	本宮高等学校 安積高等学校 郡山高等学校 湖南高等学校 安積黎明高等学校 郡山東高等学校 須賀川創英館高等学校 須賀川桐陽高等学校 石川高等学校 田村高等学校	郡山市 須賀川市 田村市 (都路町の区域を除く。) 岩瀬郡 石川郡玉川村 同 郡平田村 田村郡三春町	二本松市小浜、同市成田、同市西勝田、同市上長折、同市長折、同市下長折、同市西新殿、同市東新殿、同市杉沢、同市初森、同市上太田、同市田沢、同市百目木及び同市茂原 安達郡大玉村 本宮市 田村市都路町 西白河郡中島村 同 郡矢吹町 石川郡石川町 同 郡浅川町 同 郡古殿町 田村郡小野町 会津若松市湊町 双葉郡葛尾村 いわき市川前町及び同市三和町
3	県南	白河高等学校 白河旭高等学校 石川高等学校	白河市 西白河郡西郷村 同 郡泉崎村 東白川郡棚倉町 同 郡矢祭町 同 郡塙町 同 郡鮫川村	西白河郡中島村 同 郡矢吹町 石川郡石川町 同 郡浅川町 同 郡古殿町

番号	学区名	学 校 名	固 定 区	共 通 区
4	耶麻	喜多方高等学校 西会津高等学校	喜多方市 (塩川町及び高郷町の区域を除く。) 耶麻郡北塩原村 同 郡西会津町	会津若松市河東町 喜多方市塩川町及び同市高郷町 河沼郡会津坂下町 同 郡湯川村
5	会津	会津高等学校 葵高等学校 猪苗代高等学校 会津西陵高等学校 川口高等学校 只見高等学校	会津若松市 (湊町及び河東町の区域を除く。) 南会津郡 耶麻郡磐梯町 同 郡猪苗代町 河沼郡柳津町 大沼郡	会津若松市湊町及び同市河東町 喜多方市塩川町及び同市高郷町 河沼郡会津坂下町 同 郡湯川村
6	相馬	相馬高等学校 原町高等学校	相馬市 南相馬市 (小高区の区域を除く。) 相馬郡新地町	南相馬市小高区 相馬郡飯舘村
7	双葉	双葉高等学校 浪江高等学校	双葉郡富岡町 同 郡川内村 同 郡大熊町 同 郡双葉町 同 郡浪江町	いわき市久之浜町及び同市大久町 田村市都路町 南相馬市小高区 双葉郡広野町 同 郡檜葉町 同 郡葛尾村
8	いわき	磐城高等学校 磐城桜が丘高等学校 いわき湯本高等学校 小名浜海星高等学校 勿来高等学校	いわき市 (川前町、三和町、久之浜町及び大久町の区域を除く。)	いわき市川前町、同市三和町、同市久之浜町及び同市大久町 田村郡小野町 双葉郡広野町 同 郡檜葉町

※ 別表（第1条関係）については、令和9年4月より、以下のようになる。

「福島西高等学校」は、福島北高等学校との統合により「福島学芸高等学校」（探究科、総合学科、デザイン科学科）となるため、別表から削除される。

福島県立高等学校の通学区域に関する規則施行細則

(令和7年9月改正)

- 第1条 福島県立高等学校普通科に入学しようとする者は、福島県立高等学校の通学区域に関する規則（以下「規則」という。）第1条の規定により、その保護者の居住する市町村の属する通学区域（別表の固定区及び共通区を含めた区域をいう。）内の高等学校に出願しなければならない。
- 第2条 高等学校長は、入学願書の居住地に関する記載事項により、出願者について前項に該当の有無を精査するものとし、必要な場合には保護者及び出願者に関する住民票謄本等の居住地に関する証明書の提出を求めることができる。
- 第3条 高等学校長は、前項による精査の結果、この細則第1条に抵触していると判断したときは、入学願書の受付を取消すことができる。受付を取消したときは、この旨出願者に通知するものとする。
- 第4条 入学後、入学願書の記載した居住地に関する事項に虚偽があることが判明したときは、高等学校長は、入学を取消すことができる。
- 第5条 規則第2条にいう「特別の理由」とは、保護者の居住地から通学できる範囲内に高等学校がないため、通学区域外の親戚又は知人宅に宿泊してその区域内の高等学校に入学しようとするとき等をいう。
- 第6条 規則第2条により入学を願い出ようとするときは、その理由を証するに足る書類2部を添え通学区域外入学許可願（規則の別記様式による。）及びその許可願写しを在学又は出身中学校の校長を経て、福島県教育庁教育事務所長（以下「教育事務所長」という。）に提出しなければならない。
- 第7条 前条による願い出について教育事務所長はその理由を精査し、第5条に該当すると認定したときは、願出人の提出したその理由を証する書類の1部及び通学区域外入学許可願写しにそれぞれ検印し、これを添付した許可通知書（別記様式）を在学又は出身中学校の校長を経て願出人に送付するものとする。
- 第8条 出願者は、前条の書類を添付した許可通知書を添えて、入学願書を提出するものとする。
- 第9条 入学後、規則第2条に規定する通学区域外入学許可願に記載した理由に虚偽があることが判明したときは、高等学校長は入学を取消すことができる。
- 第10条 規則第1条及び第2条により入学した者については、事情を問わず、通学区域外から通学することは認めない。
- 第11条 規則第2条の2第1項にいう「隣接する通学区域」とは、互いに境界を接している区域をいう。
- 第12条 規則第2条の2による出願については、同条の2第2項に定めるところにより高等学校長が処理するものとする。
- 第13条 規則第2条の2によって出願した者は、出願先変更期間内においてその保護者の居住する市町村の属する通学区域内の高等学校に出願を変更することができる。

第 14 条 規則第 2 条の 2 によって入学した者は、隣接する通学区域から通学することができる。

第 15 条 他県から本県の高等学校に入学を志願する者は、本県に居住していること、又は入学時まで本県に居住することになることを証する書類を、出願手続の前に、志願先の高等学校長に提出する。ただし、隣接県の隣接学区から入学を志願する者については、隣接公立高等学校入学志願者取扱協定及び同細部協定に基づいて高等学校長が処理するものとする。

第 16 条 転学を希望する者があるときは、規則第 1 条、第 2 条及びこの細則第 1 条から第 10 条までの定めを準用して、転学先の高等学校長が処理するものとする。ただし、通学区域外入学許可願は、本人から転学先の高等学校長に提出する。

別記様式

A 4 縦判横書

許 可 通 知 書

令和 年 月 日

様

福島県教育委員会教育長



下記の者に関する通学区域外入学許可願はこれを許可する。

記

福島県 郡 町 字 番地
市 村

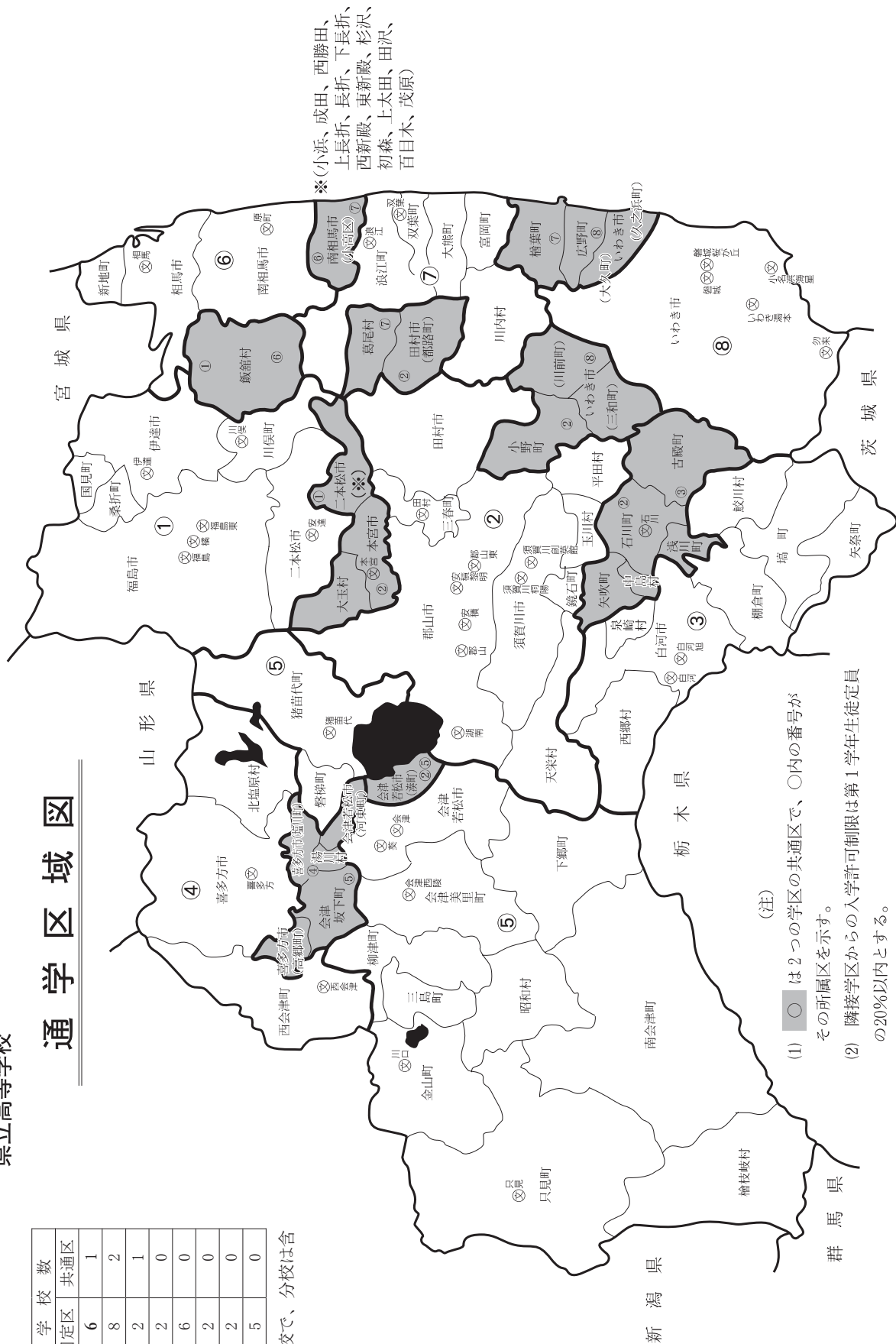
氏 名

県立高等学校

通学区域図

番号	学区名	学 校 数	
		固定区	共通区
1	県 北	6	1
2	県 中	8	2
3	県 南	2	1
4	耶 麻	2	0
5	会 津	6	0
6	相 馬	2	0
7	双 葉	2	0
8	い わ き	5	0

学校数は普通科設置校で、分校は含まない。



地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

地域との協働による教育活動の充実により、地域が抱える課題の解決に向けて、地域創生の核となり社会に貢献できる人材を育成することを目指し、所在する市町村及び近隣市町村との連携の下、域外からの生徒を積極的に受け入れることで、当該高等学校及び当該地域双方の活性化に資することを目的として、県立高等学校改革後期実施計画に定めた地域協働推進校等のうち、県教育委員会が定める高等学校において出願に関する弾力的な取扱いを行う。

2 対 象 校

福島県立川俣高等学校、福島県立猪苗代高等学校、福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校、福島県立只見高等学校

3 出願の取扱い

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」第1条により、普通科の川俣高等学校、猪苗代高等学校、川口高等学校、只見高等学校と、総合学科の南会津高等学校とでは、通学区域（以下「学区」という。）が異なることから、それぞれ(1)及び(2)のとおり取り扱うこととする。

(1) 普通科の当該高等学校に県外を含む学区外から出願する場合

当該高等学校の学区内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、県外を含む学区外から当該高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

なお、保護者の居住地が隣接学区にあり、その居住地から当該高等学校へ通学する場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

(2) 南会津高等学校に県外から出願する場合

県内に身元引受人が居住する場合においては、県外から当該高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

4 出願方法

この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した、各選抜における出願資格確認申請（前期選抜においては6～7ページ、後期選抜においては16～17ページ）を行い、志願先の高等学校長から出願資格を有することの確認を受けた後に、出願手続を行う。

ただし、出願資格確認申請においては、保護者が志願先の高等学校の通学区域内に居住することになることを証明する書類に代えて、身元引受人の「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）を提出すること。

なお、保護者の居住地が隣接学区にあり、その居住地から普通科の当該高等学校へ通学する場合には、出願資格確認申請を不要とし、出願手続を行う。

5 そ の 他

上記3により、普通科の当該高等学校へ入学する者のうち、隣接学区から通学する場合以外の者については、当該高等学校の学区内に住所を異動し「住民票の写し」を当該高等学校に提出するものとする。

南会津高等学校へ入学する者については、県内に住所を異動し「住民票の写し」を当該高等学校に提出するものとする。

付 記

この取扱いは、令和9年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

福島県立ふたば未来学園高等学校における入学者選抜の 出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

福島県立ふたば未来学園高等学校が双葉郡未来創造型リーダー育成構想（第3次双葉地区教育構想）に基づいた教育を実施することに鑑み、当該高等学校の入学者選抜においては、県外からの出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該高等学校の活性化に資するものとする。

2 対 象 校

福島県立ふたば未来学園高等学校

3 県外からの出願

(1) 出願の取扱い

県内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、県外から当該高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、県内の志願者として取り扱うものとする。

(2) 出願方法

この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した、各選抜における出願資格確認申請（前期選抜においては6～7ページ、後期選抜においては16～17ページ）を行い、志願先の高等学校長から出願資格を有することの確認を受けた後に、出願手続を行う。

ただし、出願資格確認申請においては、保護者が志願先の高等学校の通学区域内に居住することになることを証明する書類に代えて、身元引受人の「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）を提出すること。

4 そ の 他

上記3により高等学校へ入学する者については、県内に住所を異動し「住民票の写し」を高等学校に提出するものとする。

付 記

この取扱いは、令和9年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の 出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの県民等が被災し県内外に避難を余儀なくされていることに鑑み、避難している生徒等の入学者選抜の出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該生徒等の出願機会の確保に資するものとする。

2 出願の取扱い

住民票の移動の有無に関わらず、県内外に避難している場合においては、平成23年3月11日の時点（以下「震災発生時」という。）で保護者（保護者に代わり志願者を監督、保護する身元引受人を含む。）が住民登録をしていた市町村の属する通学区域内、又は出願時に保護者が居住している市町村の属する通学区域内のいずれかの高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

3 出願方法

(1) 保護者のもとから出願する場合

出願手続と併せて、次のとおり出願資格確認申請を行う。

志願者は、この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した、各選抜の出願資格確認申請の申請期間内に、中学校長を通して、志願先の高等学校長に連絡する。

中学校長は、各選抜における中学校長による承認期間内に、出願資格確認申請書（様式9号）のデータを、「志願先の高等学校長が必要とする書類」として、WEB出願システムに登録する。

この場合、出願資格確認申請書（様式9号）の作成については、次のとおりとする。

ア 「備考」の欄に、震災発生時の保護者の住所を記入する。

イ 中学校長による校長印の押印を不要とする。

ウ 保護者が志願先の高等学校の通学区域内に居住することになることを証明する書類の提出は不要とする。

また、出願の受理をもって出願資格を有することの確認を受けたものとし、志願先の高等学校長による出願資格確認結果通知書（様式10号）の送付は不要とする。

(2) 身元引受人のもとから出願する場合

この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した、各選抜における「出願資格確認申請」（前期選抜においては6～7ページ、後期選抜においては16～17ページ）に定めるところにより、志願先の高等学校長から出願資格を有することの確認を受けた後に、出願手続を行う。

この場合、出願資格確認申請書（様式9号）の作成については、次のとおりとする。

ア 「備考」の欄に、震災発生時の保護者の住所を記入する。

イ 身元引受人の「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）を提出する。

4 その他

県内において避難し、県内の中学校に区域外就学している志願者について、志願先の高等学校の通学区域が「県下一円」の場合は、「3 出願方法」に定める手続を不要とする。

付 記

この取扱いは、令和9年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

福島県立ふたば未来学園高等学校における連携型中高一貫教育に係る 入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

福島県立ふたば未来学園高等学校は、双葉郡内の中学校との連携型中高一貫教育を実施する高等学校であり、当該高等学校における連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）においては、以下の事由により、出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該高等学校の活性化に資するものとする。

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、県内外に分散して双葉地区教育構想に基づいた教育の実施を余儀なくされていること。
- (2) 東日本大震災以前には、双葉郡の中学生の主な進学先であった福島県立双葉高等学校、福島県立浪江高等学校、福島県立浪江高等学校津島校、福島県立富岡高等学校、福島県立双葉翔陽高等学校が、平成27年度入学者選抜より募集停止となっていること。

2 対 象 校

福島県立ふたば未来学園高等学校

3 出願の取扱い

県内に保護者（保護者に代わり志願者を監督、保護する身元引受人を含む。以下同じ。）が居住する場合で、以下に該当する中学校を令和9年3月卒業見込又は修了見込の者を、当該高等学校における連携型選抜への出願資格を有する者として加える。

- (1) 出願時にJ F Aアカデミー福島又は双葉郡未来創造型リーダー育成構想（第3次双葉地区教育構想）ビクトリープログラムに参加している者
- (2) ふたば未来学園高等学校との連携型中高一貫教育を実施している中学校に在籍している者以外で、東日本大震災が発生した時に、双葉郡内に居住していた者又は双葉郡内に保護者が居住していた者

4 出願方法

この冊子の「令和9年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「14 出願資格確認申請」（6～7ページ）に定めるところにより、出願資格確認申請を行い、志願先の高等学校長から出願資格を有することの確認を受けた後に、「福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要綱」に定めるところにより出願手続を行う。

ただし、出願資格確認申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 上記3(1)に該当する者
 - ・出願資格確認申請書（様式9号）
 - ・J F Aアカデミー福島又は双葉郡未来創造型リーダー育成構想（第3次双葉地区教育構想）ビクトリープログラムに参加していることを証明する書類（選考結果通知書の写し等）
 - ・身元引受人の「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）
身元引受人のもとから出願することになる場合のみ。
- (2) 上記3(2)に該当する者
 - ・出願資格確認申請書（様式9号）
「備考」の欄に、震災発生時点の保護者の住所を記入すること。
 - ・身元引受人の「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）
身元引受人のもとから出願することになる場合のみ。

付 記

この取扱いは、令和9年度福島県立高等学校入学者選抜において適用する。

避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された避難指示区域等の解除により帰還した際、帰還した生徒等が通学できる高等学校がその通学区域内にないという事情が生じる場合があることに鑑み、帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該生徒等の出願機会の確保に資するものとする。

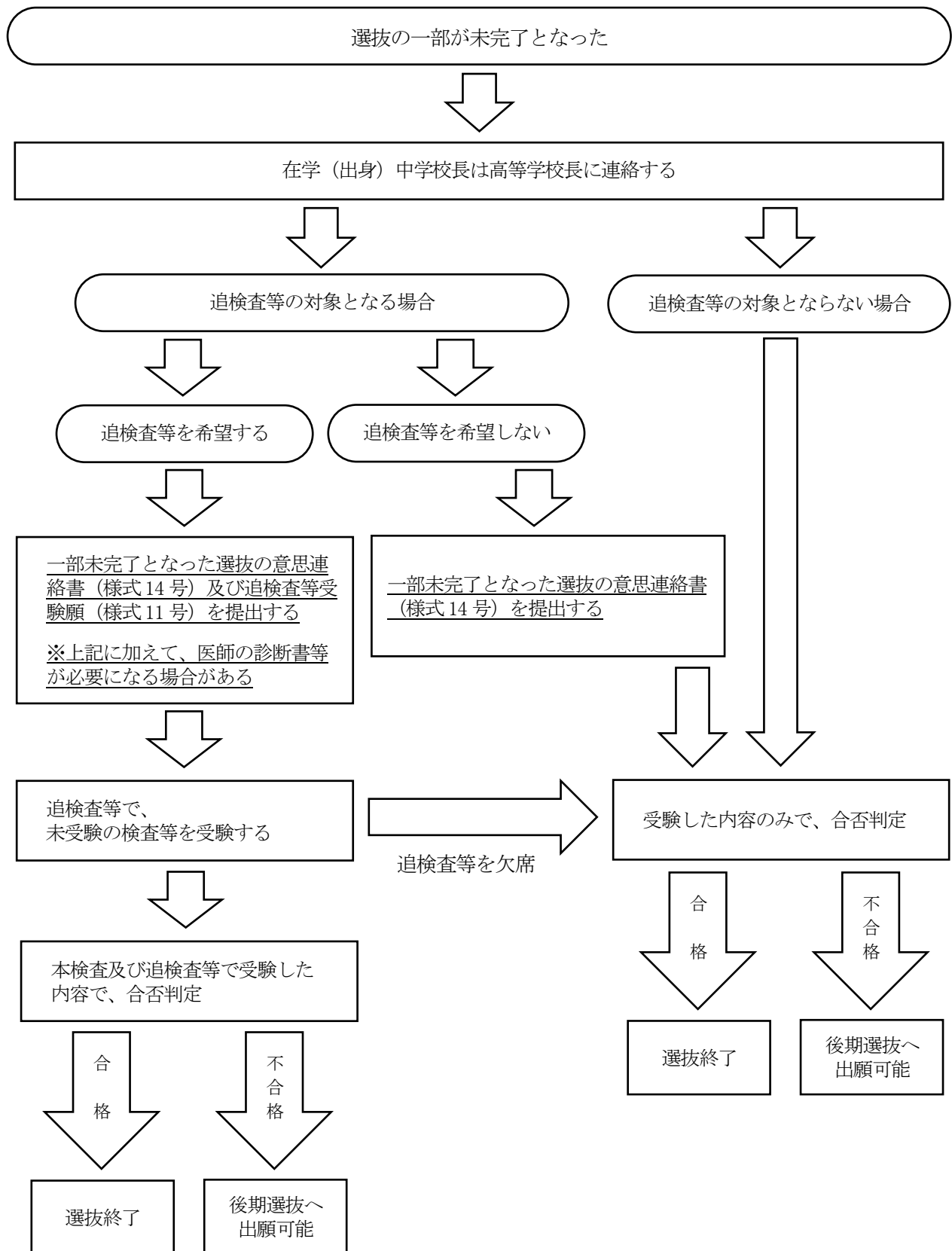
2 出願の取扱い

避難指示区域等が解除された市町村に帰還等をした際、その市町村の属する通学区域内に通学できる高等学校がない場合においては、その通学区域外の高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

付 記

この取扱いは、平成 25 年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

選抜の一部が未完了となった者への対応について



※ 後期選抜において選抜の一部が未完了となった場合は、受験した内容のみで合否判定を行う。

令和9年度福島県立高等学校入学者選抜関係日程

令和9年

2 月			3 月		
1	月	通信制出願開始 前期選抜・連携型選抜 出 願 受 付	1	月	前期選抜・連携型選抜(学力検査・面接等) 前期選抜・連携型選抜(面接等)
2	火		2	火	
3	水		3	水	
4	木		4	木	
5	金		5	金	
6	土	前期選抜・連携型選抜 出 願 先 変 更 受 付	6	土	追 検 査 等
7	日		7	日	
8	月		8	月	
9	火		9	火	
10	水		10	水	
11	木	調 査 書 提 出	11	木	選 抜 結 果 発 表
12	金		12	金	
13	土		13	土	
14	日		14	日	
15	月		15	月	
16	火	(受 験 票 印 刷 開 始)	16	火	後 期 選 抜 出 願 受 付
17	水		17	水	
18	木		18	木	
19	金		19	金	後 期 選 抜 出 願 先 変 更 受 付 (後期選抜受験票印刷開始)
20	土		20	土	
21	日		21	日	
22	月		22	月	
23	火		23	火	後 期 選 抜 面 接 等
24	水		24	水	
25	木		25	木	後 期 選 抜 選 抜 結 果 発 表
26	金		26	金	
27	土		27	土	
28	日		28	日	
			29	月	通信制出願締切
			30	火	
			31	水	

選抜結果発表・学力検査結果提供
〔前期・連携〕

選抜結果発表
〔後期〕